

令和3年における難民認定者数等について

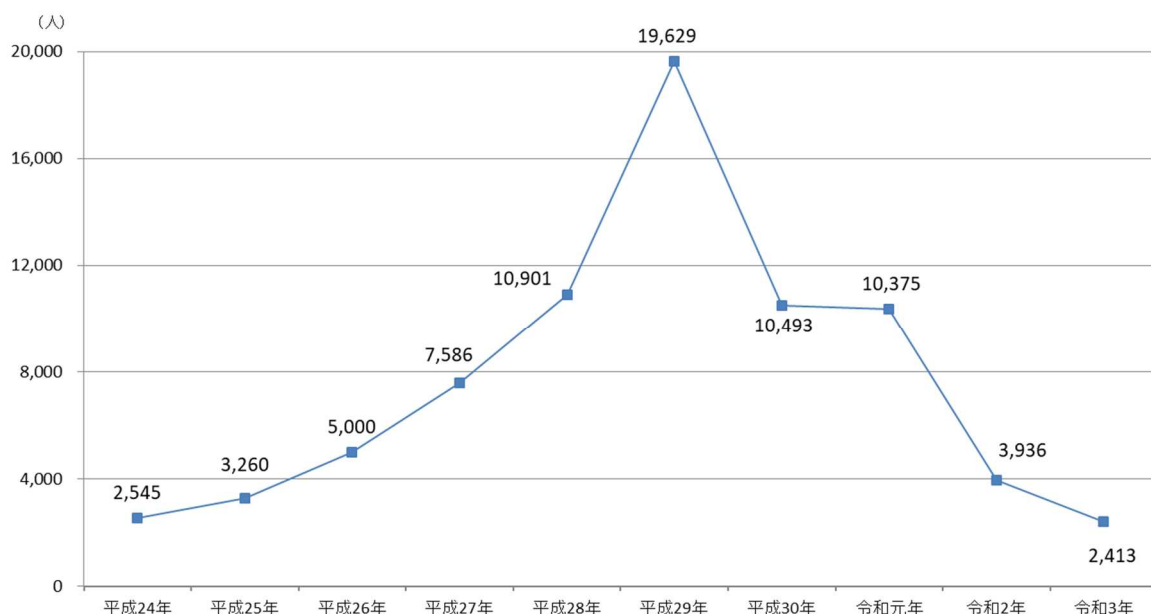
1 難民認定申請者数及び審査請求数

(1) 難民認定申請者数

ア 難民認定申請を行った外国人（以下「申請者」という。）は、令和2年（3,936人）から減少し、2,413人でした。

表1及び図1：難民認定申請者数の推移

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
申請数	2,545	3,260	5,000	7,586	10,901	19,629	10,493	10,375	3,936	2,413



イ 申請者の国籍は50か国にわたり、主な国籍は、ミャンマー、トルコ、カンボジア、スリランカ、パキスタンとなっています。これら上位5か国からの申請者数は、申請者総数の約75%を占めており、申請者の多くが特定の国籍に集中しています。

なお、令和3年6月に国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）が公表した「グローバルトレンドズ2020」において世界で難民認定申請者を多く出しているとされる上位5か国からの申請者数は33人（内訳：ベネズエラ0人、アフガニスタン12人、シリア1人、コロンビア0人、コンゴ民主共和国20人）となっています。

表 2 : 国籍別難民認定申請者数の推移

(人)

令和元年		令和2年		令和3年		前年比 増減率	申請数全体に 占める割合
① スリランカ	1,530	① トルコ	836	① ミャンマー	612		
② トルコ	1,331	② ミャンマー	602	② トルコ	510	-39.0%	21.1%
③ カンボジア	1,321	③ ネパール	466	③ カンボジア	438	5.8%	18.2%
④ ネパール	1,256	④ カンボジア	414	④ スリランカ	156	-57.8%	6.5%
⑤ パキスタン	971	⑤ スリランカ	370	⑤ パキスタン	89	-72.7%	3.7%
⑥ ミャンマー	788	⑥ パキスタン	326	⑥ バングラデシュ	80	-69.9%	3.3%
⑦ インド	730	⑦ バングラデシュ	266	⑦ ネパール	69	-85.2%	2.9%
⑧ バングラデシュ	662	⑧ インド	130	⑧ インド	61	-53.1%	2.5%
⑨ カメルーン	234	⑨ セネガル	53	⑨ ナイジェリア	57	42.5%	2.4%
⑩ セネガル	223	⑩ カメルーン	48	⑩ カメルーン	31	-35.4%	1.3%
⑪ ウガンダ	193	⑪ 中国	47	⑪ イラン	30	20.0%	1.2%
⑫ 中国	134	⑫ チュニジア	47	⑫ 中国	28	-40.4%	1.2%
⑬ ナイジェリア	120	⑬ ナイジェリア	40	⑬ フィリピン	28	33.3%	1.2%
⑭ フィリピン	108	⑭ ウガンダ	33	⑭ ガーナ	22	-29.0%	0.9%
⑮ チュニジア	86	⑮ ガーナ	31	⑮ コンゴ民主共和国	20	17.6%	0.8%
⑯ ガーナ	75	⑯ イラン	25	⑯ ウズベキスタン	18	260.0%	0.7%
⑰ インドネシア	53	⑰ インドネシア	24	⑰ ウガンダ	17	-48.5%	0.7%
⑱ ブルキナファソ	50	⑱ フィリピン	21	⑱ セネガル	15	-71.7%	0.6%
⑲ イラン	38	⑲ コンゴ民主共和国	17	⑲ ギニア	13	30.0%	0.5%
⑳ ギニア	36	⑳ シリア	13	⑳ アフガニスタン	12	33.3%	0.5%
㉑ エチオピア	35	㉑ ギニア	10	㉑ チュニジア	11	-76.6%	0.5%
㉒ モンゴル	35	㉒ アフガニスタン	9	㉒ エチオピア	10	100.0%	0.4%
㉓ タンザニア	29	㉓ タンザニア	9	㉓ ガンビア	9	200.0%	0.4%
㉔ エジプト	27	㉔ 南アフリカ共和国	8	㉔ エジプト	8	14.3%	0.3%
㉕ アフガニスタン	24	㉕ エジプト	7	㉕ スーダン	8	100.0%	0.3%
— その他	286	— その他	84	— その他	61	-	2.5%
総数	10,375	総数	3,936	総数	2,413	-38.7%	100.0%

(注) 表の割合 (%) は表示桁数未満を四捨五入しているため、その合計は必ずしも総数とは一致しません (本表以降の図表についても同様)。

ウ 申請者の申請時における在留状況は、正規在留者が1,870人 (申請者総数の約77%)、非正規在留者が543人 (同約23%) であり、正規在留者が多くを占めています。

(ア) 正規在留者の在留資格は、「技能実習」が623人、難民認定申請を繰り返す「特定活動 (難民認定申請者用)」が582人、観光等を目的として入国した「短期滞在」が181人、自ら出国する意思を表明し、その準備のための期間として在留の許可を受けた後に難民認定申請を行った「特定活動 (出国準備期間)」が81人、「留学」が65人などとなっています。

このうち、「短期滞在」からの申請者は、前年に比べて大きく減少し、一方で、難民認定申請を繰り返している「特定活動 (難民認定申請者用)」からの申請者は、申請者総数が大きく減少するなか、前年に比べて増加しています。

(イ) 非正規在留者からの申請者は、前年に比べて約153%増加しており、主な国籍は、トルコが159人で非正規在留者の約29%を占め、次いでスリランカ72人 (約13%)、ミャンマー57人 (約10%)、パキスタン35人 (約6%)、ネパール30人 (約6%) の順となっています。

表3：在留資格別難民認定申請者数の推移

(人)

		平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	対前年増減率	申請数全体に占める割合
正 規		18,716	10,085	10,073	3,721	1,870	-49.7%	77.5%
在留資格	短期滞在	11,323	6,105	6,919	1,748	181	-89.6%	7.5%
	技能実習	3,037	1,339	634	645	623	-3.4%	25.8%
	留学	2,036	851	824	470	65	-86.2%	2.7%
	特定活動 (出国準備期間)	1,019	1,084	1,097	320	81	-74.7%	3.4%
	特定活動 (難民認定申請者用)	706	297	197	241	582	141.5%	24.1%
	その他	595	409	402	297	338	13.8%	14.0%
非正規 (注)		913	408	302	215	543	152.6%	22.5%
総 数		19,629	10,493	10,375	3,936	2,413	-38.7%	100.0%

(注)「非正規」は在留許可を有していない外国人を指します。

エ 申請者のうち、約52%に当たる1,248人が、過去に難民認定申請を行ったことがある申請者（以下「複数回申請者」という。）であり、複数回申請者の主な国籍は、トルコ465人（約37%）、ミャンマー248人（約20%）、スリランカ106人（約8%）、パキスタン66人（約5%）、バングラデシュ52人（約4%）などとなっています。

また、申請回数別では、2回目の申請者が856人（約69%）、3回目の申請者が304人（約24%）、4回目の申請者が67人（約5%）、5回目の申請者が16人（約1%）、6回目の申請者が4人、7回目の申請者が1人となっています。申請回数が最多の複数回申請者は7回目の申請となっています。

さらに、複数回申請者のうち、申請時に在留許可を有しない非正規在留者であった者が約35%（443人）を占めています。

表4：複数回申請者数の推移

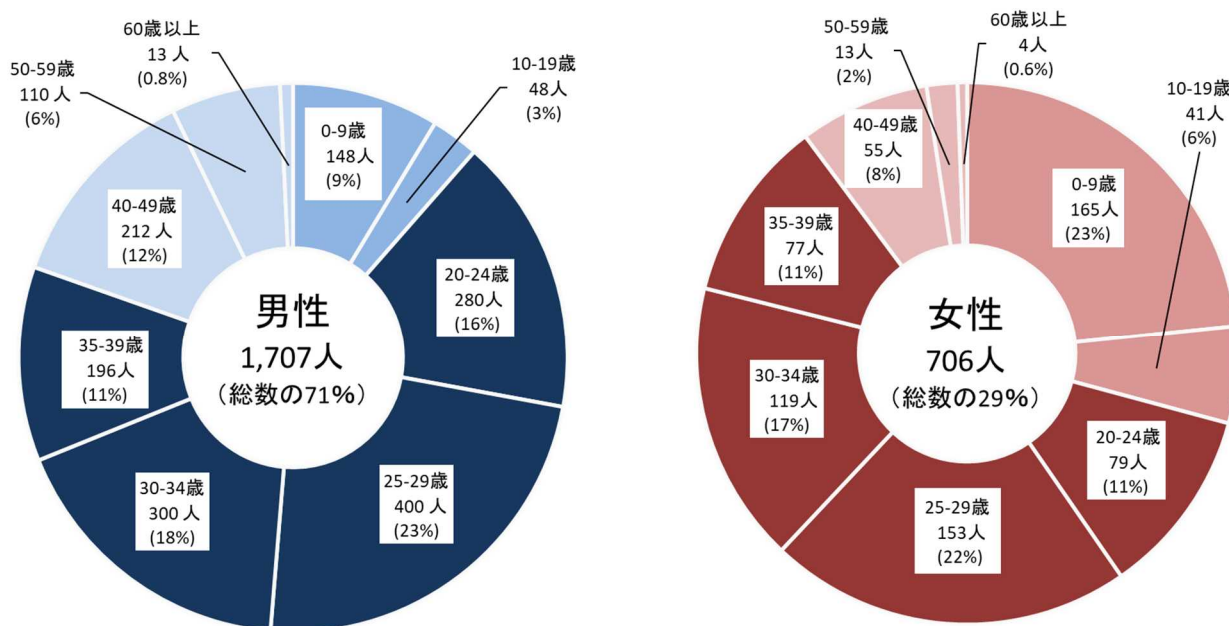
(人)

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年							
							2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	7回目	
申請数	1,497	1,563	749	461	415	1,248	856	304	67	16	4	1	

オ 申請者の男女の内訳は、男性1,707人（申請者総数の約71%）、女性706人（同約29%）となっており、男性の比率が高くなっています。

また、男女別の年齢の構成比は、男性及び女性ともに20代、30代が多く、20歳から39歳までの年齢の申請者が占める割合は、男性で約69%、女性で約61%となっています。他方、0歳から19歳までの年齢の申請者は、男性で約11%、女性で約29%となっています。

図2：男女別・年齢別の難民認定申請者数の内訳



カ 難民認定申請を受け付けたときは、申請書の記載内容等により申請案件の振り分けを行い、振り分け結果に応じて迅速処理の対象とするとともに、在留を認めない措置や就労を認めない措置を執っています。

難民認定申請案件の振り分け状況は、A案件（難民である可能性が高いと思われる案件又は本国情勢等により人道上の配慮を要する可能性が高いと思われる案件）が39人、B案件（難民条約上の迫害事由に明らかに該当しない事情を主張している案件）が33人、C案件（再申請である場合に、正当な理由なく前回と同様の主張を繰り返している案件）が1,196人、D案件（上記以外の案件）が1,145人となっています。

（注）申請書の記載内容等によって、申請案件の振り分けを行っているため、インタビュー等の調査の結果、当初振り分けられた分類と別の分類に振り分けられる場合があります。

表5：地方出入国在留管理官署における申請時の振り分け状況の推移

振り分け区分	令和元年		令和2年		令和3年	
	振り分け数(人)	総数に占める割合	振り分け数(人)	総数に占める割合	振り分け数(人)	総数に占める割合
A案件	83	0.8%	45	1.1%	39	1.6%
B案件	281	2.7%	73	1.9%	33	1.4%
C案件	409	3.9%	382	9.7%	1,196	49.6%
D案件	9,602	92.5%	3,436	87.3%	1,145	47.5%
総数	10,375	100.0%	3,936	100.0%	2,413	100.0%

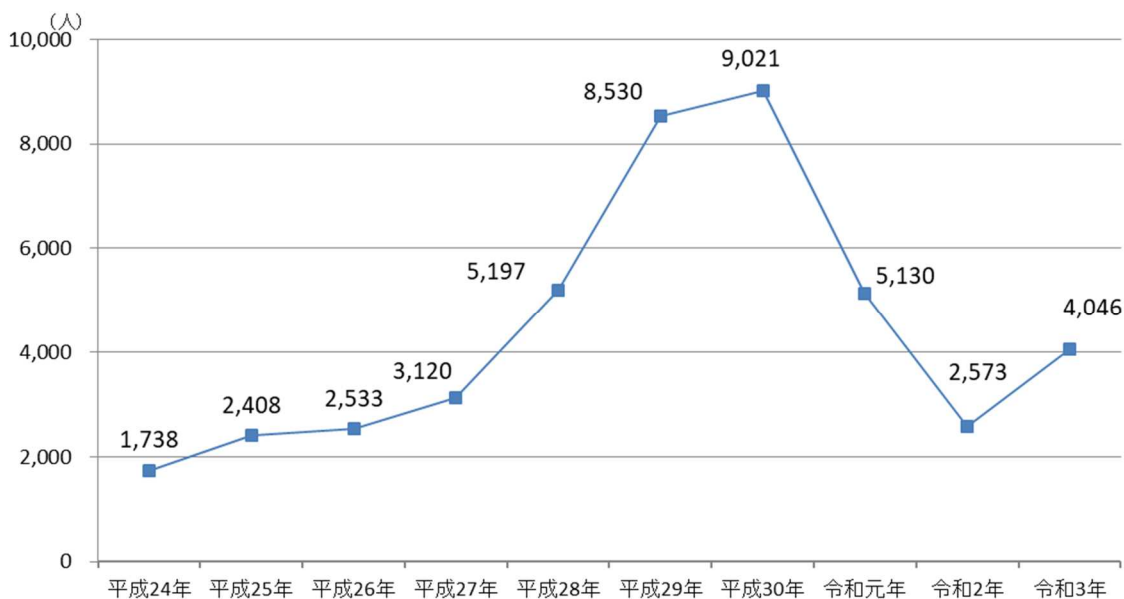
(2) 審査請求数

ア 令和3年の審査請求数は4,046人で、前年に比べて1,473人(約57%)増加しました。

(注) 難民の認定をしない処分に対する不服申立ては、平成28年4月1日に施行された改正入管法により、従来の「異議申立て」から「審査請求」に改められました。

表6及び図3：審査請求数の推移

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
不服申立数	1,738	2,408	2,533	3,120	5,197	8,530	9,021	5,130	2,573	4,046



イ 審査請求人の国籍は42か国にわたり、主な国籍は、スリランカ、カンボジア、ネパール、パキスタン、バングラデシュとなっています。これら上位5か国だけで審査請求人全体の約86%、上位10か国で約95%を占めており、審査請求人の大半が特定の国籍に集中しています。

表7：国籍別審査請求数の推移

	令和元年		令和2年		令和3年		前年比増減率	審査請求数全体に占める割合	
	人数	順位	人数	順位	人数	順位			
① スリランカ	1,192	①	スリランカ	503	①	スリランカ	1,589	215.9%	39.3%
② フィリピン	1,072	②	トルコ	444	②	カンボジア	1,080	365.5%	26.7%
③ ネパール	838	③	ネパール	386	③	ネパール	473	22.5%	11.7%
④ トルコ	406	④	カンボジア	232	④	パキスタン	166	-4.6%	4.1%
⑤ ミャンマー	344	⑤	パキスタン	174	⑤	バングラデシュ	153	142.9%	3.8%
⑥ インドネシア	263	⑥	ミャンマー	174	⑥	トルコ	92	-79.3%	2.3%
⑦ パキスタン	245	⑦	インド	161	⑦	セネガル	88	300.0%	2.2%
⑧ カンボジア	126	⑧	バングラデシュ	63	⑧	インド	73	-54.7%	1.8%
⑨ バングラデシュ	88	⑨	フィリピン	58	⑨	ミャンマー	70	-59.8%	1.7%
⑩ 中国	88	⑩	ウガンダ	57	⑩	ウガンダ	66	15.8%	1.6%
⑪ インド	81	⑪	中国	51	⑪	中国	31	-39.2%	0.8%
⑫ イラン	43	⑫	カメルーン	37	⑫	ナイジェリア	26	-10.3%	0.6%
⑬ ナイジェリア	42	⑬	ナイジェリア	29	⑬	ガーナ	21	-4.5%	0.5%
⑭ ウガンダ	35	⑭	ガーナ	22	⑭	カメルーン	16	-56.8%	0.4%
⑮ ガーナ	33	⑮	セネガル	22	⑮	チュニジア	14	75.0%	0.3%
— その他	234	—	その他	160	—	その他	88	-	2.2%
総数	5,130		総数	2,573		総数	4,046	57.2%	100.0%

2 処理の状況

(1) 難民認定申請（一次審査）

ア 難民認定申請の処理数は6,150人であり、前年に比べて711人（約13%）増加しました。

その内訳は、難民と認定した者（以下「認定者」という。）65人、難民と認定しなかった者（以下「不認定者」という。）4,196人、申請を取り下げた者等1,889人となっています。

イ 不認定者の国籍は42か国にわたり、主な国籍は、①スリランカ1,424人、②カンボジア1,316人、③ネパール487人、④バングラデシュ164人、⑤パキスタン155人、⑥ミャンマー121人、⑦トルコ92人、⑧セネガル91人、⑨インド72人、⑩ウガンダ63人となっています。

ウ 申請を取り下げた者等の数は、前年に比べて27人（約1%）減少しました。主な国籍は、①スリランカ293人、②カンボジア224人、③インド222人、④パキスタン206人、⑤ネパール205人、⑥トルコ196人、⑦バングラデシュ137人、⑧ミャンマー100人、⑨カメルーン54人、⑩ナイジェリア32人となっています。なお、申請を取り下げた者の約58%が本邦を出国し、約13%が本邦に不法に残留し続けています（令和4年2月28日時点）。

(2) 不服申立て

ア 不服申立ての処理数は7,411人であり、前年に比べて936人（約14%）増加しました。その内訳は、不服申立てに「理由あり」とされた者（認定者）9人、「理由なし」とされた者（不認定者）6,732人、不服申立てを取り下げた者等670人となっています。このうち、不服申立てを取り下げた者等の数は、処理数の約9%を占めています。

イ 「理由なし」とされた者（不認定者）の国籍は56か国にわたり、主な国籍は、①スリランカ2,064人、②カンボジア849人、③ネパール810人、④トルコ737人、⑤ミャンマー438人、⑥パキスタン303人、⑦バングラデシュ294人、⑧インド249人、⑨フィリピン187人、⑩インドネシア154人となっています。

ウ 不服申立てに「理由あり」とされた者（認定者）及び「理由なし」とされた者（不認定者）のうち、口頭意見陳述等期日を実施したのは720人、実施しなかったのは6,021人となっています。

口頭意見陳述等期日を実施しなかった6,021人のうち、口頭意見陳述の申立てを放棄した者は3,198人となっています。

これら不服申立てに対する「理由あり」又は「理由なし」の裁決・決定に当たって、法務大臣が難民審査参与員の多数意見と異なる判断をした事案はありません。

(3) 平均処理期間

一次審査の平均処理期間は約32.2月、不服申立ての平均処理期間は約20.9月となっています。

3 本国情勢を踏まえた在留ミャンマー人への緊急避難措置

ミャンマーにおいては、2021年（令和3年）2月1日に国軍によるクーデターが発生し、各地で抗議デモが活発化しました。国軍・警察の発砲等による一般市民の死亡・負傷事案が発生し、デモに参加していない住民に対する暴力等も報告されており、情勢は引き続き不透明な状況にあることを受けて、出入国在留管理庁においては、ミャンマーにおける情勢不安を理由に本邦への在留を希望するミャンマー人について、緊急避難措置として、当該措置に係る在留資格「特定活動」での在留を認めることとしました。

令和3年5月28日に緊急避難措置を開始したところ、同年12月末現在で、難民認定手続中であったミャンマー人2,889人のうち、当該措置に係る在留資格「特定活動」を有しているものは1,730人（約60%）となっています。

また、2,889人のうち、同年12月末現在で、在留資格「特定活動」（難民認定申請者用）を有しているものは875人（約30%）、その他の在留資格を有しているものは92人（約3%）、非正規在留者は192人（約7%）となっています。

4 難民認定者及び人道配慮による在留許可者数

難民認定手続の結果、我が国での在留を認めた者は654人となっています。その内訳は、次のとおりです。

- (1) 認定者数は、一次審査での認定者65人及び不服申立てで「理由あり」とされた者（認定者）9人を合わせた74人であり、前年に比べて27人増加しました。

認定者の国籍の内訳は、ミャンマー32人、中国18人、アフガニスタン9人、イラン4人、イエメン3人、ウガンダ・カメルーンが各2人、イラク・ガーナ・パキスタン・南スーダン共和国が各1人となっています。

- (2) 難民とは認定しなかったものの人道的な配慮を理由に在留を認めた者は580人であり、前年に比べて536人増加しました。

そのうち、本国の情勢や事情等を踏まえて在留を認めた者は525人であり、その国籍の内訳は、ミャンマー498人、シリア6人、エチオピア・スリランカが各5人、中国4人、アフガニスタン2人、イエメン・イラク・イラン・ウガンダ・ガーナが各1人となっています。

なお、上記のミャンマー498人のうち、令和3年5月28日に開始した本国情勢を踏まえた在留ミャンマー人への緊急避難措置に基づき、難民認定手続の結果が出る前に、当該措置に係る在留を先行して認めた者は42人です。

また、日本人と婚姻し、日本人の実子を監護・養育するなど、本邦での特別な事情等を考慮して在留を認めた者は55人であり、その主な国籍の内訳は、トルコ15人、スリランカ・ナイジェリアが各8人、パキスタン5人、インド・ガーナが各4人、カメルーン2人、イラン・エジプト・ギニア・キューバ・セネガル・バングラデシュ・フィリピン・ペルー・ミャンマーが各1人となっています。

表 8 : 国籍別難民認定者数の推移

(人)

平成30年		令和元年		令和2年		令和3年	
コンゴ民主共和国	13	アフガニスタン	16	イエメン	11	ミャンマー	32
イエメン	5	リビア	4	中国	11	中国	18
エチオピア	5	イエメン	3	アフガニスタン	5	アフガニスタン	9
アフガニスタン	4	コンゴ民主共和国	3	シリア	4	イラン	4
中国	4	シリア	3	ギニア	3	イエメン	3
イラン	3	ベネズエラ	3	コンゴ民主共和国	3	ウガンダ	2
シリア	3	ウガンダ	2	ルワンダ	3	カメルーン	2
ウガンダ	1	エチオピア	2	イラク	2	イラク	1
エリトリア	1	無国籍	2	イラン	1	ガーナ	1
コロンビア	1	イラク	1	ウガンダ	1	パキスタン	1
ブルンジ	1	スーダン	1	コートジボワール	1	南スーダン共和国	1
無国籍	1	スリランカ	1	スーダン	1		
		ソマリア	1	無国籍	1		
		パキスタン	1				
		ブルンジ	1				
総数	42	総数	44	総数	47	総数	74

表 9 : 人道配慮数の推移

(人)

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
人道配慮数	40	37	44	580
うち本国情勢等	16	10	19	525

表 10 : 人道配慮者数のうち本国情勢等を踏まえて在留を認めた者の数

(人)

平成30年		令和元年		令和2年		令和3年	
パキスタン	4	シリア	7	シリア	10	ミャンマー	498
イラク	3	イエメン	1	イエメン	3	シリア	6
イエメン	2	エチオピア	1	コンゴ民主共和国	3	エチオピア	5
シリア	2	ミャンマー	1	トルコ	2	スリランカ	5
中国	2			スリランカ	1	中国	4
エジプト	1					アフガニスタン	2
ソマリア	1					イエメン	1
ミャンマー	1					イラク	1
						イラン	1
						ウガンダ	1
						ガーナ	1
総数	16	総数	10	総数	19	総数	525

5 仮滞在許可の運用状況

仮滞재를許可した者は29人であり、前年に比べて14人増加しました。

仮滞재의許可否を判断した人数は625人で、許可されなかった者の主な理由は、次のとおりとなっています。

表11：仮滞재가許可されなかった主な理由の内訳

不許可理由	人数
本邦に上陸した日(本邦にある間に難民となる事由が生じた者にあつては、その事実を知った日)から6か月を経過した後に難民認定申請をしたこと	478
逃亡するおそれがあると疑うに足りる相当の理由があること	120
既に退去強制令書の発付を受けていたこと	101

(注1) 「仮滞재許可」とは、不法滞재中の難民認定申請者の法的地位の安定化を図ることを目的として、不法滞재者から難民認定申請があつた場合に、出入国管理及び難民認定法第61条の2の4第1項に定める除外事由に該当する場合を除き、その者に仮に本邦に滞재することを許可する制度です。仮滞재の許可を受けた者については、難民認定手続中は退去強制手続が停止され、収容されている場合は、収容を解かれます。

(注2) 1人の申請者について許可しなかった理由(除外事由)が複数ある場合は、その全てを計上しています。

6 難民認定申請(一次審査)における申立て内容

認定者及び不認定者の申立て事例については、別添の認定事例及び不認定事例をご参照ください。

7 認定者の認定事由

認定者の認定事由は、政治的意見60人、人種16人、宗教11人となっています。

(注) 1人の認定者について認定事由が複数ある場合は、その全てを計上しています。